

# 米子市都市公園条例の一部改正等（案）の骨子について

## 1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「都市公園法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」の一部が改正された。

これに伴い、これまで国が一律に定めていた「都市公園の設置基準」、「公園施設の設置基準」及び「特定公園施設の設置に関する基準」を、政令及び省令で定められている基準を参酌して、地方公共団体が独自に定めることとなったため、「米子市都市公園条例」の一部を改正するとともに、新たに「米子市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（仮称）」を定めるものである。

## 2 骨子の内容

### (1) 都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準（都市公園法施行令第1条の2）

良好な都市環境を形成するために、長期的な観点に立って都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくに当たっては、定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを明らかにする必要がある。

このため、市町村の全区域及び市街地における住民1人当たりの都市公園面積の標準が、参酌基準として定められている。

区分	標準値	
	参酌基準	米子市の基準（案）
一の市町村の区域内	10 m <sup>2</sup> 以上	参酌基準どおり
一の市町村の市街地	5 m <sup>2</sup> 以上	参酌基準どおり

#### 【米子市の基準（案）の考え方】

本市の住民1人当たりの公園面積は10.77m<sup>2</sup>、市街化区域内の住民1人当たりの公園面積は7.86m<sup>2</sup>で、参酌基準を上回っているが、この基準は、途中段階の目標値としての性格を有するものであり、良好な都市環境を確保するためには更に整備が必要であることから、それぞれ10m<sup>2</sup>以上、5m<sup>2</sup>以上とされている。

なお、米子市では、参酌基準を踏まえて都市公園の整備方針である「米子市緑の基本計画」を定めており、当該計画との整合を図るため参酌基準と同じ内容を米子市の基準として定めている。

地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準（都市公園法施行令第2条）  
都市公園には、様々な規模・種別のものがあり、これらの設置に当たっては、都市公園体系を考慮して適切な規模のものを適切な位置に系統的合理的に配置し、その機能を最大限に発揮させる必要がある。

このため、都市公園の種別ごとにその特質に応じて平均的に分布するよう整備し、住民全

てが同じような条件で都市公園を利用することができるようにするとともに、都市公園の災害時における避難地・避難路や防災活動拠点としての機能に十分配慮して配置規模を定めることが望ましいことから、都市公園の種別ごとの配置及び規模の基準が、参酌基準として定められている。

都市公園の種類	配置	規模	
		参酌基準	米子市の基準（案）
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置	0.25 h a	参酌基準どおり
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置	2 h a	参酌基準どおり
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	4 h a	参酌基準どおり
総合公園	市内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分に発揮することができる面積	参酌基準どおり
運動公園			
広域公園			基準を定めない
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園の機能を十分に発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定める。		参酌基準どおり

#### 【米子市の基準（案）の考え方】

現況の公園規模は、参酌基準を下回るものもあるが、公園種別ごとの機能を考慮すると参酌基準を標準とすることが妥当と判断する。

なお、米子市では、参酌基準を踏まえて都市公園の整備方針である「米子市緑の基本計画」を定めており、当該計画との整合を図るため参酌基準と同じ内容を米子市の基準として定めている。

ただし、広域公園については、これが一の市町村を超える広域の利用に供することを目的とする公園であり、米子市においては該当する公園は存在しないため、必要な基準は定めないこととする。

現況の公園規模				
公園種別	箇所数	面積計	平均	面積分布
街区公園	70 箇所	10.74ha	0.15ha	0.05 ~ 1.11ha
近隣公園	4 箇所	5.25ha	1.31ha	1.0 ~ 1.70ha
地区公園	0 箇所	-	-	-

(2) 公園施設の設置基準(都市公園法第4条第1項)

一の都市公園における公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準(都市公園法施行令第6条)

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場所であり、ヒートアイランド現象の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。このような都市公園の性格から、公園敷地内の建築物によりその本来の機能に支障を生ずることを避けるため、都市公園の敷地面積に対する建築物である公園施設の建築面積の許容される割合が、参酌する基準として定められている。

公園施設の種別		建築面積の割合	
		参酌する基準	米子市の基準(案)
建築物		2%	参酌基準どおり
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	+10%	参酌基準どおり
	国宝、重要文化財等	+20%	参酌基準どおり
	屋根付広場、屋根付野外劇場	+10%	参酌基準どおり
	仮設公園施設	+2%	参酌基準どおり

【米子市の基準(案)の考え方】

主たる都市公園の敷地面積に対する建築面積の割合は、次の表に示すとおりで参酌基準の範囲内である。

なお、現在の公園計画では、参酌基準を拡大、縮小しなければならない特別な要因もない状況であり、今後もオープンスペースを確保するため参酌基準と同じ内容を米子市の基準として定めている。

主たる都市公園の建築面積						
	建築物 (2%)	休養施設、 運動施設、 備蓄倉庫等 (+10%)	国宝、重要 文化財等 (+20%)	屋根付広 場、屋根付 野外劇場 (+10%)	仮設 公園施設 (+2%)	計
湊山公園	0.23%	2.43%	0	0	0	2.66%
弓ヶ浜公園	0.49%	8.49%	0	0.20%	0	9.18%
東山公園	0.11%	8.48%	0	0	0	8.59%

(3) 特定公園施設の設置に関する基準

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条)

都市公園は、不特定かつ多数の者が利用する施設であり、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように整備する必要がある、特定公園施設(園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇

場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識)を新設、増築又は改築を行うときに適合させなければならない特定公園施設の設置に関する基準が、参酌する基準として定められている。

特定公園施設	参酌する基準	米子市の基準(案)
園路・広場	出入口、通路、階段、傾斜路、転落防止等についての基準(省令第3条)	参酌基準どおり
屋根付広場	出入口、広さについての基準(省令第4条)	参酌基準どおり
休憩所及び管理事務所	出入口、カウンター設置時の構造、広さ、便所についての基準(省令第5条)	参酌基準どおり
野外劇場及び野外音楽堂	出入口、車いす使用者用観覧スペース、便所、車いす使用者に係る通路についての基準(省令第6条)	参酌基準どおり
駐車場	車いす使用者用駐車施設についての基準(省令第7条)	参酌基準どおり
便所	便所設備、出入口、便房等についての基準(省令第8条～第10条)	参酌基準どおり
水飲場及び手洗場	構造についての基準(省令第11条)	参酌基準どおり
掲示板及び標識	構造、表示内容、設置位置についての基準(省令第12及び第13条)	参酌基準どおり

**【米子市の基準(案)の考え方】**

これまで参酌する基準及び鳥取県福祉のまちづくり条例の基準を踏まえて、特定公園施設の整備を行ってきており、今後も同条例が定める整備基準の整合を図るため、参酌基準と同じ内容を米子市基準として定める。